

25. 中小事業者等の生産性向上を実現するための固定資産税の軽減措置

1. 改正のポイント

(1) 内容

生産性向上特別措置法の制定を前提に、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、かつ市町村計画に合致)を受けた中小事業者等(注)が一定の機械・装置等を取得した場合に、その取得資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(2) 留意点

軽減措置の詳細は市町村の条例によるため、機械・装置等の所在地により、支援措置が異なることが見込まれる。生産性向上特別措置法の施行について、今後の動向を確認する必要がある。

(3) 影響

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上経営計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置は、適用期限(平成31年3月31日まで)をもって廃止される。

(注) 中小事業者等: 次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

2. 改正の内容及び中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例との比較

		中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例
対象者		中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小事業者等	先端設備等導入計画(※)の認定を受けた中小事業者等(※)市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものでなければならない
軽減措置		取得から3年間課税標準額が2分の1となる。	取得から3年間課税標準額がゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額となる。
適用期間		平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	同法の施行の日から平成33年3月31日まで
対象地域・対象業種		機械装置については、全国全業種が対象。 測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備については、一部地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府)において対象業種が限定されている。	市町村の条例で定められる可能性がある。
対象設備 最低金額 販売開始時期 等	機械・装置	160万円以上/10年以内	160万円以上/10年以内
	測定工具 ・検査工具	30万円以上/5年以内	30万円以上/5年以内
	器具・備品	30万円以上/6年以内	30万円以上/6年以内
	建物附属 設備	60万円以上/14年以内 償却資産として課税されるに限る。	60万円以上/14年以内 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。
他の主な要件等			
		<ul style="list-style-type: none"> 経営力向上計画に基づき取得したもので、収益を獲得するために行う活動の用に直接供される設備 経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上することが必要 中古資産は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 先端設備等導入計画に基づき取得したもので、生産・販売の用に直接供する機械・装置等 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上することが必要 先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須とされる見込み その他の詳細な要件等は、政省令のほか別途Q&Aが公表されるものと考えられる

上記特例は、平成31年3月31日までは選択適用できるものと考えられる。

3. 参考 中小企業経営強化税制の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができる。

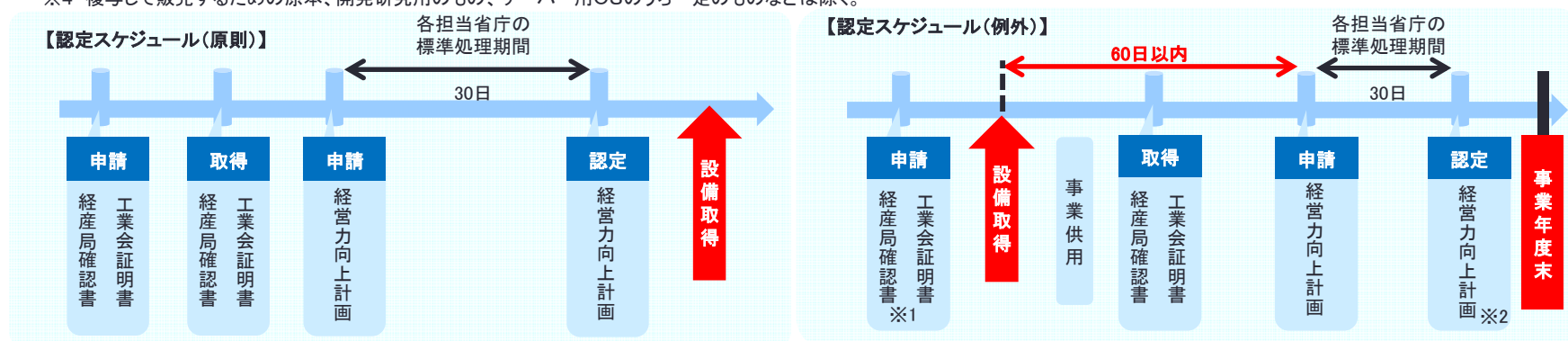
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備 最低金額 販売開始時期 等	機械装置(160万円以上/10年以内) 測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) 器具備品(※1)(30万円以上/6年以内) 建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内) ソフトウェア(※3)(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内)	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(※1)(30万円以上) 建物附属設備(※2)(60万円以上) ソフトウェア(※3)(70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しない)／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等	
適用期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間	

※1 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象外。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。



※1 B類型に関して、経済産業局の確認申請は設備取得前に行う必要がある。

※2 遅くとも当該設備の事業供用年度内に認定を受ける必要がある。

25-3 (固定資産税)